



# 住宅リフォーム促進事業補助金 10万円 募集

市では市民の居住環境の向上のため、市内の施工業者によるリフォーム工事に対して必要な費用の一部を補助します。

- **募集期間**／6月13日（月）から  
※募集件数 100 件。予算の上限に達し次第受付を終了します（電話での受付はしません）。
- **補助額**／一律 10 万円
- **対象者**／
  - ・市内に住所を有し、市税等の滞納がない方
  - ・来年3月31日までに事業が完了できる方（工事代金の支払いが完了）
- **対象住宅**／
  - ・申請者が所有している市内にある住宅（借家、共同住宅などは対象外）
  - ・本人または2親等以内の親族が居住し、リフォーム後も継続して居住する住宅
  - ・過去にこの補助金または他の補助金を受けて、建築・改修等を行っていない住宅
- **対象工事（4月1日以降の工事）**／
  - ・建築確認を伴わないリフォーム（新築・増築、大規模工事等でないこと）
  - ・市内に本店を有する建築業者などが施工するリフォーム
  - ・事業費総額が 30 万円以上（対象外経費・消費税等を含まない）のリフォーム
  - ・居住者の住環境の向上、衛生面の改善を目的としたリフォーム
- **対象経費**／屋根や外壁工事、内部の壁・床の張り替え、水回りのリフォームなど  
※解体・撤去のみの工事や外構工事、家電などの購入は対象になりません。
- **申請方法**／
  - ・原則、郵送による申請とします。必要な書類や手続きは市公式サイトをご確認ください。
  - ・工事の内容などによって補助対象とならないケースがありますので、不明な点はお問い合わせください。



問 産業戦略課 商工労働係 ☎ 22-3436



## 『はかり』の定期検査を実施します

会社やお店、病院などで「はかり」を取引や証明に使用している場合は、2年に1度、「はかり」の検査を受けることが法律で義務付けられています（検定証印、または基準適合証印が刻印されていることが必要です）。

正しい「はかり」を使用することは、お店の信用や利益を守ることに繋がりますので必ず受検してください。



### ■ 受検票の送付について

前回（令和2年10月実施）受検された方には市から受検票を送付しますので、ご利用されている「はかり」を受検票記載の指定会場にご持参のうえ受検してください。

### ■ 検査手数料について

検査会場で現金でお支払いください。

### ■ 検査を受けなければならない「はかり」

- ① 商店、会社、工場などで商品・製品を計量し、重さを表示して販売出荷するもの
- ② 生産者が、農協、漁協などに出荷したもので、農協、漁協などで再計量しない場合の生産者のはかり
- ③ 農産物直売所、行商、農家の庭先などで商品を計量し、重さを表示して販売するもの
- ④ 病院、学校、幼稚園、保育所等の健康診断で体重を計量し、受診者へ通知するもの
- ⑤ 宅配便などで配送料金を算定するために計量するもの など

### ■ 検査日程（6月）

開催日時	対象地区	会場
17日（金）13:00～14:30	唐桑	唐桑総合支所
20日（月）11:00～14:30	気仙沼・階上・面瀬・松岩	松岩公民館
22日（水）11:00～14:30	気仙沼・新月	すこやか（東新城）
24日（金）11:00～14:30	本吉	本吉総合体育館
27日（月）13:00～16:30	気仙沼・鹿折・大島	市魚市場
28日（火）9:00～14:30	魚市場周辺	市魚市場

### ■ 検査を受ける必要がない「はかり」

- ① 浴場、旅館にある体重測定用のもの
- ② 飲食店の盛り付けや調理に使用するもの
- ③ 適正計量管理事務所の指定を受けているもの など  
※受検の必要性の判断に悩む場合は県計量検定所までお問い合わせください。

問 宮城県計量検定所 ☎ 022-247-1641  
市産業戦略課 ☎ 22-3436

# 木造住宅の耐震診断・耐震改修費用を助成します



市では、木造住宅を耐震化する際に必要となる耐震診断や、その後の耐震改修工事に対して、その費用を助成します。

## ①木造住宅耐震診断助成事業

木造住宅耐震診断士を派遣し、耐震診断（一般診断法）と耐震改修計画を作成します。

■対象建築物／次のいずれにも該当する住宅

- ・昭和56年5月31日以前に建築された一戸建て住宅
- ・在来軸組工法か枠組壁工法による、3階建て以下の木造住宅

■自己負担額／

※金額は、消費税および地方消費税を含みます。

延べ床面積	費用の負担割合		耐震診断に要する費用
	自己負担額	市の負担額	
200㎡（60.5坪）以下	8,400円	142,400円	150,800円
200㎡（60.5坪）を超えて 270㎡（81.67坪）以下	18,900円		161,300円
270㎡（81.67坪）を超えて 340㎡（102.85坪）以下	29,300円		171,700円
340㎡（102.85坪）を超える	39,800円		182,200円

## ②木造住宅耐震化工事助成事業

①で作成した耐震改修計画に基づき改修工事を行うか、または建替工事を行う住宅に対し、補助金を交付します。

■対象建築物／市の耐震診断事業により耐震改修計画を作成した住宅で、次のいずれかに該当する住宅

- ①耐震改修工事後において上部構造評点が1.0以上であり、重大な地盤・基礎の注意事項が改善される住宅
- ②耐震改修計画を作成した住宅に替えて、建替工事を行う住宅

■補助金額／耐震改修工事費または建替工事費の5分の4の額（限度額100万円）

※耐震改修工事と併せて10万円以上のリフォーム工事を行う場合は、上乘せ補助があります。

■その他／

- ・令和5年3月までに工事が完了することが必要です。
- ・申請書提出後の工事が対象となります。
- ・耐震改修工事を行った住宅は所得税の特別控除および固定資産税の減額措置が受けられます。
- ・代理人が申請する場合には委任状が必要です。

●申請期間／①、②いずれも6月6日（月）から申し込みを開始します。

※なお、予定戸数に達した場合は、その時点で締め切ります。申込方法など、詳しくはお問い合わせください。

●問い合わせ先／住宅課 住宅企画係 ☎ 22-6600 内線 426

# 小学校スクールゾーン内の危険ブロック塀の除却等

## にかかる費用の一部を助成します



市では、小学校から半径500m以内の通学路に面するブロック塀等のうち、特に危険と認められるものの除却費用および除却跡地に軽量の塀等（フェンス・生け垣など）を設置する費用の一部を助成します。

対象となるブロック塀等の所有者には、あらかじめ担当課より除却のお願いと補助のお知らせを通知します。申込方法など詳しくはお問い合わせください。

■対象／小学校の通学路に面するコンクリートブロック造、石造、れんが造、その他組積造の塀、門柱のうち、平成30年度に宮城県が実施したブロック塀等実態調査において、「緊急改善（危険度3）」または「要改善（危険度2）」の判定を受けたものの除却費用および除却した跡地に軽量の塀等（フェンス・生け垣など）を設置する工事費用

■申込期間／6月6日（月）から予定数に達するまで

■補助金額／

①除却工事…工事費の3分の2（上限15万円）※条件によって上乘せ補助が受けられる場合があります。

②設置工事…工事費の3分の2（上限10万円）

※除却工事と設置工事を合わせた工事費用には限度額があります。限度額を超える場合、除却する塀等の延長1メートルあたり8万円で算出された額を基にそれぞれの補助金額を算出します。

■問い合わせ先／住宅課 住宅企画係 ☎ 22-6600 内線 426